

「一般社団法人日本家政学会 関東支部役員選出に関する申し合わせ」

この申し合わせは、支部役員が一部の会員に偏ることのないようにするために、人材を多くの大学、短大、会社等から広く求め、且つ、学会の活性化をはかることを基本として制定する。

(目的)

1. この申し合わせは、(社)日本家政学会関東支部規約第8条に定める支部役員の選出、並びに、(社)日本家政学会支部選挙規程に定める関東支部選出の理事候補者と代議員の選出につき必要事項を定める。

(選挙人)

2. この申し合わせで定める選挙人は、支部役員改選選挙実施年度の6月末日現在において、関東支部に所属する正会員とする。

(被選挙人)

3. この申し合わせで定める被選挙人は、支部役員改選選挙実施年度の6月末日現在において、関東支部に所属する正会員でなければならない。

(支部長候補者の選出)

4. 1) 支部長候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。
2) 支部長候補者の年齢は、65歳までを目途とする。
3) 支部長候補者の被選挙人として、支部役員経験者の中から3名程度を支部役員会において選出する。
4) ただし、(社)日本家政学会の会長、副会長、関東支部長の経験者は被選挙人としない。
5) 2名の副支部長は、支部長候補者が選挙で選出された支部幹事候補者の中から指名し、支部役員会の承認を受ける。

(支部幹事候補者の選出)

5. 1) 支部幹事候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。
2) 支部幹事候補者の年齢は、60歳までを目途とする。
3) 支部幹事候補者は、支部役員会のメンバーとして支部活動を支えることができるものとする。
4) 支部幹事候補者の被選挙人の選出にあたっては、支部役員会において役員改選選挙実施年度の6月末日現在の県別の会員数から1都9県の被選挙人の配分数を決め、選出する。
5) ただし、被選挙人の所属している団体(大学、短大、会社、他)の所在地、および居住地を考慮し、研究領域および所属の偏りが生じないように注意する。
6) 支部役員会において選出された約55名の被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、21位までの候補者に、次期支部長候補者が研究領域および所属機関所在地の偏りのは正等のために指名する4名以内を加えて支部幹事候補者とする。

(支部監事候補者の選出)

6. 1) 支部監事候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。
2) 支部監事の被選挙人としては、65歳までを目途とし、支部役員経験者とする。
3) 支部役員会において選出された約5名の被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、2位までの候補者をもって支部監事候補者とする。

(理事候補者の選出)

7. 1) 本項における理事候補者とは、学会定款第22条第1項第1号の理事から、会長、副会長及び各支部長を除いた理事の選出のために、関東支部で選出する理事候補者をいう。(社)日本家政学会役員選出規程第5条第1項
2) 理事候補者は、本部委員会委員、または支部役員を2期以上経験した者の中から選出する。(社)日本家政学会支部選挙規程 第5条第2項

- 3) 理事候補者は代議員を兼ねることができない。(社)日本家政学会支部選挙規程 第5条第3項第2号)
- 4) 本部の会長、副会長、監事経験者は理事候補者としなない。
- 5) 本部が大会時に招集する関連学会の学会長と併任することが明らかな場合は理事候補者としなない。関連学会とは、日本家庭科教育学会、日本農芸化学会、日本栄養・食糧学会、日本調理科学会、日本繊維製品消費科学会、日本消費者教育学会、日本保育学会、日本農学会、日本油化学会、繊維学会の以上10学会を指す。
- 6) 理事候補者の数は、算定定数(24名)に前年度末の学会正会員総数に対する支部正会員数の比率を乗じた数とする(端数は四捨五入)。(社)日本家政学会支部選挙規程第5条第3項第1号)
- 7) 支部役員会において選出する理事候補者の選出のための被選挙人の数は本部で定められた関東支部への割当定数の約2倍とする。
- 8) 被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、本部で定められた定数をもって理事候補者とする。

(代議員の選出)

8. 1) この申し合わせにおける代議員とは、関東支部から選出する代議員をいう。
- 2) 代議員は、本部役員を兼ねることができない。(社)日本家政学会支部選挙規程 第5条第3項理事候補者の規程より)
- 3) 支部の代議員数は、算定定数(概ね正会員50人の中から1人の割合)に前年度末の正会員総数に対する支部正会員数の比率を乗じた数とする(端数は四捨五入)。(社)日本家政学会支部選挙規程第3条第2項第1号)
- 4) 本部から提示された代議員の定数を支部別の会員数により比例配分する。
- 5) 代議員の選出にあたっては、支部会員の所属している団体の所在地、および会員の居住地を考慮し、研究領域および所属の偏りが生じないように注意し、支部幹事経験者および本部の各種委員経験者を中心に支部役員会において代議員被選挙人を選出する。
- 6) 本部の会長、副会長、監事経験者は代議員としなない。
- 7) 支部役員会において選出された約45名の代議員被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、本部から提示された代議員の定数をもって代議員とする。

(支部役員候補並びに理事候補、代議員の選挙実施方法)

9. 1) 支部長候補者選挙、支部幹事候補者選挙、支部監事候補者選挙、理事候補者選挙ならびに代議員選挙は、郵便による投票で同時に行う。
- 2) それぞれの選挙について各被選挙人名簿(五十音順に被選挙人の氏名、所属、コード番号を記載)に記載された被選挙人の中から、支部長候補者は1名を、支部幹事候補者は10名以内を、支部監事候補者は1名を、理事候補者は6名以内を、代議員は8名以内を選んで、各被選挙人のコード番号を、投票用紙のそれぞれの指定枠内に記入し、投票する。
- 3) 各選挙について同票の場合には、以下の順で候補者を決定する。
 - ① 継続した本学会の正会員歴の長いもの
 - ② ①が同じ条件の者が複数の時には、所属地域および団体、研究分野等のバランスを考慮して決定する。

(選出候補者の決定方法について)

10. 1) 支部長候補者の決定を第1とする。
- 2) 代議員及び理事候補者を選出する。代議員および理事候補者が重複する場合は、代議員から理事候補者及び支部長候補者を除き、代議員として次点者を順次繰り上げる。
- 3) 次に、支部監事候補者リストから理事候補者、支部長候補者を除き、支部監事候補者に次点者を順次繰り上げる。
- 4) 次に、支部幹事候補者リストから理事候補者、支部長候補者、および支部監事候補者を除き、支部幹事候補者として次点者を順次繰り上げる。
- 5) 選挙の結果について、支部臨時総会において承認を得た後に、各候補者として選出された者に対しては、就任期間および任務の内容等を示し、就任を依頼する。辞退の場合には次

点者を順次繰り上げる。

(報告)

11. 1) 理事候補者及び代議員の選出結果は選挙年度の12月末日までに、支部長より日本家政学会役員選挙管理委員会委員長に報告する。(社)日本家政学会支部選挙規程第6条)

(支部選挙管理委員会)

12. 1) 支部長、支部役員候補、理事候補者、代議員の選挙の実施のために、支部選挙管理委員会をおく。
2) 支部選挙管理委員会は、支部役員会から選出された6名の役員で構成する。支部長は、選挙管理委員会委員長を兼務し、委員5名を指名する。
3) 支部選挙管理委員会は、選挙人、被選挙人の確定、投票用紙等の作成・郵送および開票など選挙に関するすべての事務を管理する。

(申し合わせの変更)

13. 本申し合わせの変更は支部役員会の議を経て、支部総会の承認を得なければならない。

付記

施行 平成12年1月29日

改正 平成15年4月19日

改正 平成16年4月17日

改正 平成19年4月21日

改正 平成23年4月16日